

議案第132号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

令和8年6月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
○ 第 2 0 号 線	8 51	1 80	さいたま市緑区大字 上野田（元染谷分） 字東台528番8地 先	さいたま市緑区大字 上野田（元染谷分） 字東台528番8地 先	